

栃木県立高等学校 1 人 1 台端末購入支援金事業実施要綱

(目的)

第 1 条 県は、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、栃木県立高等学校に進学、転入又は編入する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、端末購入に当たって支援金を給付することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該号に定めるところによる。

- (1) 購入支援金 栃木県立高等学校 1 人 1 台端末購入支援金をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者又は生徒に保護者がいない場合は当該生徒（生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合には、その者）をいう。
- (3) 高等学校 栃木県立高等学校（全日制課程・定時制課程）をいう。
- (4) 高校生 前号に規定する高等学校に在籍する生徒をいう。
- (5) 端末 高校生が高等学校に持ち込む Windows、Chromebook 及び iPad をいう。なお、別表の最低スペック基準を満たす端末であること。
- (6) 基準日 第 8 条の規定による受給資格審査依頼においては依頼日を指し、第 10 条の規定による給付申請においては申請日を指す。
- (7) 協定事業者 栃木県教育委員会と「端末販売業務に係る協定」を締結した事業者をいう。

(対象高校生)

第 3 条 対象となる高校生の範囲は、基準日現在、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 栃木県立高等学校において、1 年次に進学する者
- (2) 前条第 3 号の高等学校の内、端末が公費負担で整備されていない年次に転入又は編入する者

(給付の回数)

第 4 条 給付を受けることのできる回数は、高校生一人につき 1 回とする。

(対象経費)

第 5 条 端末購入に係る経費には、端末本体の他次の金額を含むものとする。

- (1) キーボード（端末本体に付属していない場合に限る。）
 - (2) 保証
 - (3) 消費税及び地方消費税
- 2 前項各号の金額とその他の金額が一体不可分となっている場合、そのすべてを対象経費とみなすこととする。

(補助率)

第6条 補助率は別記1（1）に定める対象世帯の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

- （1）生活保護受給世帯若しくは非課税世帯又は家計急変による非課税相当世帯
補助率 10/10
- （2）準非課税世帯又は家計急変による準非課税相当世帯
補助率 2/3

（支援金額及び上限額）

第7条 支援金額は、第5条の対象経費に前条各号の補助率を乗じた額とする。ただし、65,000円に前条各号の補助率を乗じた額を上限とする。

2 端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てるものとする。

（保護者の受給資格審査依頼）

第8条 購入支援金の給付を受けようとする保護者のうち、協定事業者から支援金相当額を差し引いた価格で端末を購入することを希望する者（以下「依頼者」という。）は、受給資格審査依頼書（様式第1号）及び別記2に定める課税証明書類等（以下「依頼書等」という。）を栃木県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（受給資格の認定）

第9条 知事は、前条の依頼書等に基づき、別記1（2）に定める要件に照らし、購入支援金の受給資格の区分を認定する。

- 2 知事は、受給資格の認定結果について、依頼者に対して、受給資格通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 受給資格認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、協定事業者からの端末購入に当たって、購入支援金の給付申請及び受領に係る一切の権限を協定事業者に委任しなければならない。

（保護者の給付申請）

第10条 購入支援金の給付を受けようとする保護者の内、第8条の規定によらないで端末を購入した者（以下「申請者」という。）は、給付申請書（様式第3号）、別記2に定める課税証明書類等及び別記3に定める購入実績書類等（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

（協定事業者の給付申請）

第11条 第9条第3項の規定により委任を受けた協定事業者は、給付申請書（協定事業者用）（様式第6号）及び端末購入支援金委任者名簿兼給付申請内訳書（様式第6号別紙）を知事に提出しなければならない。

（給付の決定）

第12条 知事は、購入支援金給付の決定結果について、第10条の申請者又は前条の協定事業者に対して、給付決定通知書（様式第4号）又は不給付決定通知書（様式第5号）により通知する。

(給付の方法等)

第 13 条 知事は、前条の規定により給付決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、受給者が申請書等に記載した支援金振込先口座に購入支援金を振り込むものとする。

(手続方法)

第 14 条 本事業に係る手続については、電子申請により行うことを基本とする。

2 電子申請の利用が困難な場合は、書面による手続とする。

(不正利得の返納)

第 15 条 知事は、次の各号に掲げる場合には、購入支援金の受給資格の認定及び給付決定を取り消し、併せて購入支援金の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、その旨を当該認定者に書面により通知する。

(1) 不正、虚偽、その他不適当な申請を行った場合

(2) その他給付することが適当でないと知事が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第 16 条 知事は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法等について、高校生及び保護者のプライバシーに特段の配慮をしなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 11 (2029) 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

別記

1 受給資格

(1) 対象世帯の区分

世帯区分は次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助をいう。以下同じ。）が基準日現在、措置されている世帯をいう。

イ 非課税世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

ウ 準非課税世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者全員の市町村民税所得割が一定の基準以下である世帯をいう。

エ 家計急変による非課税相当世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯をいう。

オ 家計急変による準非課税相当世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、家計急変による経済的理由から、保護者全員の市町村民税所得割が一定の基準以下に相当すると認められる世帯をいう。

(2) 要件

世帯区分の要件を次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助が措置されていることが書面により証明されていること。

イ 非課税世帯

直近の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 0 円であること。

※実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が 1～99 円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において 1～99 円と記載されている場合であっても対象となる。

ウ 準非課税世帯

直近の保護者全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%—調整控除額」の合計が 51,300 円未満であること。

エ 家計急変による非課税相当世帯

家計急変発生後 1 年間の年収見込み額を推計し、保護者全員の年収見込額が以下のとおりであること。

扶養親族等の人数	保護者全員の年収見込
扶養親族等なし	1,000,000 円以下
扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫を除く）	1,704,000 円未満

扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫）	2, 044, 000 円未満
扶養親族等 2 人	2, 216, 000 円未満
扶養親族等 3 人	2, 716, 000 円未満
扶養親族等 4 人	3, 216, 000 円未満

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

オ 家計急変による準非課税相当世帯

家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、保護者全員の年収見込額が以下のとおりであること。

扶養親族等の人数	保護者全員の年収見込
扶養親族等なし	1, 300, 000 円以下
扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫を除く）	2, 216, 000 円未満
扶養親族等 1 人（寡婦又は寡夫）	2, 658, 000 円未満
扶養親族等 2 人	2, 881, 000 円未満
扶養親族等 3 人	3, 531, 000 円未満
扶養親族等 4 人	4, 181, 000 円未満

※扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

2 課税証明書類等

(1) 生活保護受給世帯

ア 生活保護受給証明書（生業扶助が基準日現在措置されていることが証明できるもの）

(2) 非課税世帯

ア 保護者全員の直近の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされておらず、調整控除額が記載されているもの）、特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外から収入がある場合は不可）、納税通知書の写しのいずれか 1 つ

(3) 準非課税世帯

ア (2) アに同じ

(4) 家計急変による非課税相当世帯

ア (2) アに同じ

イ 保護者の家計急変の発生事由を証明する書類

（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等）

ウ 保護者全員の家計急変後の収入を証明する書類

（会社作成の給与見込、直近の給与明細（3 か月以上）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

エ 家計急変発生後の扶養親族等の人数を証明する書類

(扶養親族等の人数分の健康保険証の写し)

(5) 家計急変による準非課税相当世帯

- ア (2) アに同じ
- イ (4) イに同じ
- ウ (4) ウに同じ
- エ (4) エに同じ

3 購入実績書類等

(1) 次の事項が確認できる領収書等の写し

- ア 購入日 (原則として、栃木県立高等学校の合格発表日以降のもの)
- イ 購入した商品名及びその金額内訳
- ウ 販売事業者名

(2) 次の事項が確認できる申請者名義口座の通帳等の写し

- ア 金融機関名
- イ 本支店名又は店番
- ウ 口座種別
- エ 口座番号
- オ 口座名義人

別表

最低スペック基準

	WindowsOS	ChromeOS	iPadOS
OS	Windows11	セキュリティ確保のため OS がサポート期間内のもの	
CPU	Intel Celeron Processor N4500 相当以上		-
メモリ	8 GB 以上	4 GB 以上	-
ストレージ	64GB 以上	32GB 以上	64GB 以上
画面	10 インチ以上		
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応		
カメラ	カメラ付き		
バッテリー	駆動時間が 8 時間以上のもの		